アフガニスタン・イスラム共和国	平成二十九年二月十五日	平成二十九年三月十七日	
モーリタニア・イスラム共和国	平成二十九年二月二十七日	平成二十九年三月二十九日	
エチオピア連邦民主共和国	平成二十九年三月九日	平成二十九年四月八日	
ボスニア・ヘルツェゴビナ	平成二十九年三月十六日	平成二十九年四月十五日	
ラトビア共和国	平成二十九年三月十六日	平成二十九年四月十五日	
タジキスタン共和国	平成二十九年三月二十二日	平成二十九年四月二十一日	
アルメニア共和国	平成二十九年三月二十三日	平成二十九年四月二十二日	
フィリピン共和国	平成二十九年三月二十三日	平成二十九年四月二十二日	
アンドラ公国	平成二十九年三月二十四日	平成二十九年四月二十三日	
エルサルバドル共和国	平成二十九年三月二十七日	平成二十九年四月二十六日	
ベルギー王国	平成二十九年四月六日	平成二十九年五月六日	
ジャマイカ	平成二十九年四月十日	平成二十九年五月十日	
コンゴ共和国	平成二十九年四月二十一日	平成二十九年五月二十一日	
ナイジェリア連邦共和国	平成二十九年五月十六日	平成二十九年六月十五日	
クロアチア共和国	平成二十九年五月二十四日	平成二十九年六月二十三日	
ルーマニア	平成二十九年六月一日	平成二十九年七月一日	
モルドバ共和国	平成二十九年六月二十日	平成二十九年七月二十日	
カタール国	平成二十九年六月二十三日	平成二十九年七月二十三日	
トーゴ共和国	平成二十九年六月二十八日	平成二十九年七月二十八日	
エジプト・アラブ共和国	平成二十九年六月二十九日	平成二十九年七月二十九日	
マラウイ共和国	平成二十九年六月二十九日	平成二十九年七月二十九日	
ベネズエラ・ボリバル共和国	平成二十九年七月二十一日	平成二十九年八月二十日	
セルビア共和国	平成二十九年七月二十五日	平成二十九年八月二十四日	
ハイチ共和国	平成二十九年七月三十一日	平成二十九年八月三十日	

締約国	受諾書の寄託日	当該締約国についての発効日
オランダ王国	平成二十九年七月二十八日	平成二十九年八月二十七日

締約国	承認書の寄託日	当該締約国についての発効日
ジョージア	平成二十九年五月八日	平成二十九年六月七日

平成二十九年八月三十一日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第三百七号

平成六年十二月七日にロンドンで作成された「千九百九十五年の穀物貿易規約」の有効期間は、その第三十三条2の規定に従い、平成三十一年六月三十日まで延長された。

（平成二十九年七月二十四日付け国際穀物理事会文書）

平成二十九年八月三十一日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第三百八号

平成二十九年八月七日に東京で、円借款の供与に関する次の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

平成二十九年八月三十一日

外務大臣　河野　太郎

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、カンボジア王国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とカンボジア王国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　二百三十五億二百万円（二三、五〇二、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、シハヌークビル港新コンテナターミナル整備計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、カンボジア王国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、カンボジア王国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後八年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、カンボジアの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　カンボジア王国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか、従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　カンボジア王国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してカンボジア王国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためカンボジア王国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　カンボジア王国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してカンボジア王国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してカンボジア王国において課される全ての財政課徴金及び租税